

計開月1第7第刊誌 2015年 第

東京第一会計ニュース

2015(平成27)年7月1日発行

No. 102 CONTENTS

末広会總會のご案内

顧問先紹介【株式会社 C・H・U～TORI+SALON～】

クローズアップ ～マイナンバー～

雑学入門

礎

いしづえ



クローズアップ マイナンバー

Close-up

今回は来年1月から開始する、社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制」について取り上げたいと思います。

マイナンバー制を導入する目的

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

厚生労働省マイナンバー広報資料より

政府広報によると上記図のような観点から導入することが決まりました。

しかし、内容をよく見ると、私たち利用者の利便性よりも国や行政機関が管理をしやすくするために導入するのではないかと思ってしまう。

社会保障・税番号制度という名称からも、この制度を利用する機関は国税庁や年金機構、地方自治体など税や社会保障関係を取り扱う機関と容易に想像できます。

私たちが取り扱う税の分野と密接な関わりを持つてきますのでどのような影響が考えられるのか見ていくことにしましょう。

マイナンバー制導入の狙いは何か

簡単に言ってしまうと、課税庁が私たちの所得や財産などを一目で分かるようになるということです。

基本的には、日本国内に住民票のある個人一人一人に12桁（法人は13桁）の番号が与えられます。この番号は生まれてから死ぬまで原則的に変わることはありません。

施行後しばらくは任意ですが、平成33年から義務付けを検討している預金口座へのマイナンバーの適用は、個人財産の把握のため以外にどのような利用法があるのでしょうか。

今年から相続税の基礎控除が下がっています。また今後高齢者が増えることで、今まで以上に相続税の課税対象者が増加することは目に見えています。

いざ相続が発生した場合に、課税庁は各銀行にマイナンバーを使って照会をすれば申告されたものと相違がないかすぐに確認することができます。また、本人のみならず、家族分の預金口座の照会することも考えられます。

例えば、孫のために口座を作ったコッコツと積み立てをしていた方が亡くなったというような場合には、亡くなった方の財産として扱われるケースがほとんどです。しかし、申告の際にはその預金が亡くなった方の財産ということを失念していることもしばしばあり、申告漏れをしてしまうこともあります。

今後、課税庁はマイナンバーを使って銀行に照会をするだけでこの孫名義の預金まで洗い出せるわけですから、見逃してはくれないでしょう。

財産権

そもそも個人の財産は憲法第29条によって「財産権は、これを侵してはならない。」と定められています。この財産権を侵すことができるのは唯一、徴税権といっても過言ではないでしょう。しかし、むやみやたらに徴税できるわけではなく、憲法第30条により「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定められています。つまり、租税は法律によってのみ徴税することができるということです。(租税法律主義)

しかしながら、徴税権を有し、法律を作る国の機関である課税庁が国民の財産を把握できてしまうというのは、あまりにも都合の良いことだと思えてしまいます。

情報管理

重要な課題として情報漏えいをどのように防ぐかということがあります。

これは、行政機関のセキュリティということだけではなく、皆様の会社にも深く関わってくる問題ですので、今からどのように対処するのか考えておく必要があります。

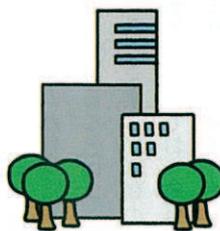
具体的には、平成28年以降の給与に対する支払調書に従業員の皆様とその扶養親族のマ

民間事業者や個人も主体になりうるもの

主体	行為	法廷刑
個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者 主体の限定なし	正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供 業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用 人を欺き、暴行を加え、または脅迫することや財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為などによりマイナンバーを取得 偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けること	4年以下の懲役 または200万円以下の罰金 (併科されることもある) 3年以下の懲役 または150万円以下の罰金 (併科されることもある) 3年以下の懲役 または150万円以下の罰金 6か月以下の懲役 または50万円以下の罰金
特定個人情報の取扱いに関して法令違反のあった者	特定個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役 または50万円以下の罰金
特定個人情報保護法委員会から報告や資料提出の求め、質問、立入検査を受けた者	虚偽の報告、虚偽の資料提出、答弁や検査の拒否、検査妨害など	1年以下の懲役 または50万円以下の罰金

マイナンバーを記載することになります。3月で退職する方や、短期のアルバイトの方の支払調書にはもちろんのこと、今年の年末に従業員の皆様に記載していただく、平成28年分給与所得者の扶養控除等申告書にもマイナンバーを記載していただくこととなります。また、社会保険の手続きでも平成29年から必要となります。その際、会社としては各個人のマイナンバーを取り扱うわけですが、この情報は、給与担当や社会保険担当以外の従業員に漏えいしてはいけません。もしも漏えいしてしまった場合には罰金または懲役の罰則が設けられています。(左図参照)

マイナンバーについてみてきましたが、この制度の運用が今後拡大されれば、国による個人の管理はさらに強くなることと思います。日本国憲法の3本柱、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」はどこへ行ってもまったのかと思わずにはいられない出来事が、最近立て続けに起きていく気がします。



雑学入門

お金の雑学

私達が普段何気なく使っているお金。そんなお金についてほんの少し雑学をご紹介します。

日本の通貨単位はなぜ円なのか？

これには諸説あるようですが、有力なものは以下の3つです。

- ① 江戸時代まで様々な形があつた貨幣を全て「円形」に統一したので、単位も「円」になった。
- ② 1890年頃、香港の造幣局から機械を譲り受けて銀貨を製造していたが、モデルとなった香港銀貨に「圓(=円)」と表示されていたので、それを真似して「円」になった。
- ③ 国際的に流通していた「メキシコ・ドル」が円形で、中国ではこれを「洋円」または「円銀」と呼んでいたため、その影響で「円」と使われるようになった。

お金を扱うのに、どうして「金行」ではなく「銀行」なのか？

明治初期、アメリカの国立銀行「National Bank Act」の「Bank」という単語を日本語に

訳す時、福沢諭吉などが集まり、「金と銀を扱うお店なので、金行か、銀行にしよう」と議論を重ねました。ちなみに「行」という文字には中国語で「店」という意味があるので、この文字を合わせようと考えたそうです。

結果、金行(きんこう)よりも銀行(ぎんこう)が言い易かった、という理由で「銀行」に決定したそうです。

昭和43年製の1円玉は存在しない。

昭和30年代の後半に1円玉不足が続き、大量に1円玉ばかりを製造していたそうです。

すると今度は過剰生産になってしまい、昭和43年は一年間1円玉の製造をお休みしたそうです。そのため、昭和43年製の1円玉は存在しなくなったのです。



編集後記

気が付けば一年も半分を過ぎました。初夏の陽気とともに時の早さを感じますね。年々夏の暑さが厳しくなっているように感じます。夏本番に向けて夏バテなどで体調を崩さないように気を付けてください。夏バテの症状は、まずダルくなり、そして疲れやすくなります。寝つきも悪くなり食欲も低下して体内のたんぱく質の供給が追いつかなくなる。これが夏バテです。

夏バテ防止にはトマト、柑橘系の果物などが有効です。トマトにはビタミン、ペクチン、カリウムが豊富に含まれており冷やして食べることでより神経の鎮静作用があります。柑橘類の果物にはクエン酸が含まれており疲労回復効果が期待されます。食後のデザートにグレープフルーツなどるといいですね。ご紹介したものを参考にして頂き皆さんもこの夏を快適にお過ごしください。

ではまた次号でお会いしましょう。

